

土地賃貸借契約書

所在地

東京都葛飾区金町三丁目三番地の内

地積

六六六 平方メートル (一畝拾五坪)

賃借料

一ヶ月 金 拾万五千元 (税別) (六六六 坪の割合)

当事者間において土地賃貸借のため前記賃借料を以て賃借したるにつき左記条項の契約を締結した

- 第一条 貸主 [redacted] を甲とし借主 [redacted] を乙とする。甲は乙に [redacted] を賃借し、その引渡しを怠った。
- 第二条 賃借料は甲の指定の場所までに [redacted] 月分を前納として、以てこれに準ずる。
- 第三条 土地賃貸借の期間は平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日より [redacted] 年とする。
- 第四条 契約期間内でも土地の価値、物価の変動、又は土地固定資産税の増徴、或は近隣土地賃料増徴等に関り不相宜となつた時は増額を決定するものとする。但し土地の租税その他公課は甲の負担とする。
- 第五条 乙は賃借地内において建屋または賃借上有書その他近隣の妨害となる様な業務または施設をしないものとする。
- 第六条 乙は甲の書面上の承諾を得ず、又は当該裁判所の許可以前に左の行為をしてはならない。
- 一、賃借権の譲渡、若しくは土地上の建物を売買、譲渡するとき。
 - 一、土地の一部又は全部を抵当若しくは他人に使用せしめるとき、或は土地の一部を任意返還するとき。
 - 一、土地の形状を変更したり、建物を増築、改築または新築するとき。
- 第七条 乙が甲の承諾を得ず、または得ずしてなした地形の変更は、明渡しの際に自費でこれを原状に回復するものとする。若しこれを怠るときは甲は乙の費用負担において任意にこれを遂行することが出来る。
- 第八条 左の場合には甲は本契約を解除することが出来る。この解除があつた時は異議なく明渡しを行はねばならない。
- 一、賃料の支払いを怠つた時、或は乙が他の債務のため強制執行、執行保全処分を受け、又は乙に対し破産手続、破産の申立があつたとき。
 - 一、土地の全部又は一部が公共事業のため買収又は使用されるとき。
 - 一、その他本契約に違背したとき。
- 第九条 乙は期間満了に際し契約の更新を請求しないとき、又は前条に因り本契約終了のときは地上の建築物及び附従物件を取去して土地を返還するものとする。若し乙が右工作物を取去しないときは、甲がこれをなし、その費用を乙に請求できるものとする。
- 第十条 本件契約に關し紛争を生じたる場合は双方共関係法並に慣習に從つて協議的に解決する事。

右契約の証として、本契約書を [redacted] 通作成し各自署名捺印の上各壹通を保有する。

平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

貸主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

借主 氏名 [redacted] 住所 [redacted]

十、雲雀鳴叫

迎五

圖表 (四) 完成

世宗

 $\mu_{\text{HCl}}(N)$ [illegible]

条 年 日 の 所 有 に 係 る 地 に 掲 下 の 土 地 建 物
建 物 所 有 の 目 録 地 元 へ の 賃 貸 し の
使 用 地 元 へ の 賃 貸 し の 地 元 へ の 賃

值、價值和技巧的統一性

物件所在地 康乐县高金区宝时一亩六分番一亩

陳其 永樂田庄

又 本會復信。某次期間。已照前年。冬月。拾
四。日。照前年。冬月。拾六。日。之。禮。式。給。付
證。書。也。

条 一の表上右欄の賃借料は金貸社七百五十拾圓也、
 但し賃借地に対する諸税金課の増加、地価の昇
 降又は隣地賃借料の増減等々により賃借料
 の増加額の請求を受けた時はこれに依する
 ものとす。

金田の作成した承諾書には、(1) 価値相場の設定
 及び相場性の譲渡は行ない、したがって

